

## 労災診療費算定基準が改定され、令和元年10月からの被災労働者の診療に適用されます

労災診療費算定基準が令和元年9月20日に改定され、令和元年10月1日からの労災診療費の算定に適用されます。

今回の改定は、消費税率の引き上げに伴うものであり、変更点は、次の2点です。

### (1) 初診料の引上げ

3,760円 → 3,820円

※健保点数表(医科に限る。)の初診料の注5のただし書に該当する場合(上記の初診料を算定できる場合を除く。)の初診料については、1,880円から1,910円に引き上げ。

### (2) 再診料の引上げ

1,390円 → 1,400円

※健保点数表(医科に限る。)の再診料の注3に該当する場合の再診料については、690円から700円に引き上げ

労災診療費算定基準全体については、厚生労働省ホームページ  
( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudo\\_ukijun/rousai\\_shinryouhi/kaitei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/rousai_shinryouhi/kaitei.html) ) に掲載しています。

労災診療費の改定については、  
最寄りの都道府県労働局労災補償課へお問い合わせください。